

志摩市告示第113号

志摩市農業生産者育成事業補助金交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和 8 年 8 月19日

志摩市長 橋 爪 政 吉



志摩市農業生産者育成事業補助金交付要綱の一部を改正する告示

志摩市農業生産者育成事業補助金交付要綱(令和 7 年志摩市告示第 139 号)の一部を次のように改正する。

第 2 条第 5 号を削る。

第 4 条第 1 項中「とする」を「とし、消費税等は対象外とする」に改める。
別表中「

農業用ビニールハウスの設置等	新設に係る資材購入費及び設置工事費	150,000円	2分の1	a 設置したビニールハウスで3年以上作付けをすること。
	中古資材や修繕のための資材購入費及び設置工事費	100,000円		b 設置したビニールハウスで農作物を生産し、直売所などへの出荷を目的とすること。

」を「

農業用ビニールハウス	新設に係る資材購入費及び設置工事費	150,000円	2分の1	a 設置したビニールハウスを農業生産の用途
------------	-------------------	----------	------	-----------------------

ウスの設置等	中古資材や修繕のための資材購入費及び設置工事費	100,000 円	(育苗、栽培、乾燥等)で3年以上継続して利用すること。 b 設置したビニールハウスを販売を目的とした農作物の生産、又はその生産に付随する工程(育苗・乾燥等)に供すること。
--------	-------------------------	--------------	---

」に改める。

様式第1号、様式第3号及び様式第5号を次のように改める。

様式第1号(第6条関係)

年 月 日

(宛先)志摩市長

申請者 住 所

氏 名

電話番号

志摩市農業生産者育成事業補助金交付申請書

志摩市農業生産者育成事業補助金の交付を受けたいので、志摩市農業生産者育成事業補助金交付要綱第6条の規定により、下記のとおり申請します。

なお、志摩市農業生産者育成事業補助金交付要綱第2条に規定する交付要件を確認するために市が住民基本台帳、固定資産課税台帳、市税等について照合を行うことに同意します。

また、暴力団員等でないこと及び暴力団員等と密接な関係を有しないことを誓約します。

実施場所	志摩市	町	番地内
事業の目的			
補助金交付 申請額	円		
購入費用 (補助対象経費) ※消費税等を除く	補助対象の金額(円)	左の金額の内訳(円)	
	円	市補助金	円
		自己資金	円
		その他資金	円
事業の内容 (購入するもの) (主な農作物)			
購入時期			

(別紙)

ビニールハウス設置承諾書

(宛先)志摩市長

設置者氏名

私が所有する土地のうち上記の者が耕作を行う土地において、志摩市農業生産者育成事業でのビニールハウスの設置を承諾します。

年 月 日

承諾者(土地所有者)

住 所

氏 名

※自署又は記名押印

様式第3号(第8条関係)

志摩市農業生産者育成事業計画変更(中止・廃止)承認申請書

年 月 日

(宛先)志摩市長

申請者 住 所 _____
氏 名 _____
電話番号 _____

年 月 日付け 第 号により交付決定を受けた志摩市農業生産者育成事業補助金について、次のとおり変更(中止・廃止)したいので、志摩市農業生産者育成事業補助金交付要綱第8条第1項の規定により申請します。

実施場所	志摩市 町 番地内				
補助金交付 申請額	変 更 前	円			
	変 更 後	円			
補助事業等の 変更内容	変 更 前				
	変 更 後				
購入費用 (補助対象経費) ※消費税等を除く		予算額 (円)	左 の 財 源 内 訳		
			市補助金	自己資金	その他
	変 更 前				
	変 更 後				
変更(中止・廃止) 理 由					
添付資料	当初の申請から変更があったもの				
備考					

※ 補助金の額は、購入額のうち対象経費(税抜)に2分の1を乗じた額とし、100円未満の端数を切り捨てた額とする。ただし、150,000円(新設、新品)又は100,000円(修繕、中古品)を上限とする。

様式第5号(第9条関係)

志摩市農業生産者育成事業補助金実績報告書

年 月 日

(宛先)志摩市長

申請者 住 所 _____

氏 名 _____

年 月 日付け 第 号で交付決定通知がありました志摩市農業生産者育成事業補助金に関し、志摩市農業生産者育成事業補助金交付要綱第9条第2項の規定により、下記のとおり報告します。

1 設置・購入完了日

設置・購入完了日	年 月 日
----------	-------

2 実績精算額

資材・農機具等 購入精算額 (補助対象経費) ※消費税等を除く	決算額(円)	左の財源内訳(円)	
		市 補 助 金	
		自 己 資 金	
		そ の 他	

3 実績精算額の内訳

資材名・品名等	精算額(購入金額)
	円
	円
	円
	円
	円
	円
合 計	円

添付資料	(1) 領収書又は支払ったことが確認できる書類
	(2) 事業内容の分かる写真
	(納品時、施工前、施工後、使用状況等の写真)

附 則

この告示は、令和9年4月1日から施行する。